

令和8年度地層処分研究開発に関連する試験、分析及び
分析装置の管理等に関する業務に係る労働者派遣契約

仕様書

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
BE 資源・処分システム開発部 核種移行研究グループ^o

令和8年度地層処分研究開発に関する試験、分析及び分析装置の管理等に関する業務に係る労働者派遣契約 仕様書

1. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）核燃料サイクル工学研究所 BE 資源・処分システム開発部の地層処分研究開発に関する試験、分析及び分析装置の管理等に関する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

- (1) 地層処分研究開発に関する試験、分析等に係る業務【派遣労働者Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ】
 - ① 核種移行研究に関する基礎試験等の実施、試験試料の前処理、分析装置等を用いた試料の分析、試験・分析データの取り纏め
 - ② ニアフィールドシステムの長期挙動評価及び核種移行挙動評価に関する試験の実施、試験試料の前処理、分析装置等を用いた試料の分析、試験・分析データの取り纏め
 - ③ 核種移行総合評価技術開発に関する試験の実施、試験試料の前処理、分析装置等を用いた試料の分析、試験・分析データの取り纏め
- (2) 地層処分研究開発に関する分析装置の管理等に係る業務【派遣労働者Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ】
 - ① 以下に示す分析装置等の運転保守及び定期的な点検に関する作業
 - ・走査型電子顕微鏡、電界放出形走査電子顕微鏡、二次イオン質量分析装置、X線回折装置、光電子分光複合装置、電界放出形電子プローブマイクロアナライザ、差動型示差熱天秤・示差熱走査熱量計、走査型プローブ顕微鏡、BET 表面積測定装置、誘導結合プラズマ発光分析装置、誘導結合プラズマ質量分析装置、透過電子顕微鏡、紫外可視分光光度計、フーリエ変換赤外分光光度計、共焦点レーザー走査型顕微鏡、イオンクロマトグラフ、ゼータ電位・粒径測定システム、原子吸光分析装置、高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフ質量分析装置、全有機体炭素分析装置、レーザー回析式粒度分布測定装置、レーザー誘起化学種分析装置、超臨界水有機溶液分解装置、 α スペクトロメトリ、霧囲気制御グローブボックス
 - なお、業務に用いる装置及び設備が、研究開発の進捗等に伴い増減する場合には、別途協議の上決定する。
 - ② 薬品及び資機材の管理作業
 - ③ 実験室、居室等の保安管理に関する作業、保安教育・訓練記録の作成
 - ④ 廃棄物の管理に関する作業
- (3) 放射性同位元素等及び核燃料物質等の管理に関する業務【派遣労働者Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ】
 - ① 放射性同位元素等の管理に必要な文書・記録の作成、管理システムの維持作業
 - ② 核燃料物質を含む放射性廃棄物の管理、核燃料物質の管理に必要な点検作業、文書・記録の作成

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるとおりとする。

(1) 技術的要件

- ・核種移行研究等に関する試験（溶解度試験、収着試験、拡散試験等）の経験を有すること
- ・業務実施に必要な分析装置を使用した分析及びその解析経験を有すること。
- ・分析に必要な試料の前処理経験を有すること。
- ・放射線業務従事者の指定を受けられること。

- ・業務実施に必要な、次の資格を有していること。
　　低圧電気取扱業務特別教育終了、有機溶剤作業主任者技能講習修了、特定化学物質等作業主任者技能講習修了、危険物取扱者（甲種または乙種第4類）

(2) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・職務上の問題点を複数の専門的知識に照らして、分析し、様々な視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できる。
- ・指示された作業を把握し、問題なく対応できる。
- ・指示された作業の計画の作成を的確に行える。
- ・職員と協調し、責任をもって業務を遂行できる。
- ・機構及び当グループに与えられた役割を理解し、ルール等を遵守しながら適切に業務を遂行できる。
- ・個人の信頼性確認制度の審査に合格し、核物質防護秘密の取扱える及び防護区分I・II施設の常時立入者に指定できる。

(3) 条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

(4) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

- ・役職なし

4. 組織単位

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
BE資源・処分システム開発部 核種移行研究グループ

5. 就業場所

派遣労働者【I, II, III】

(住所) 茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
BE資源・処分システム開発部 核種移行研究グループ
地層処分基盤研究施設
地層処分放射化学研究施設
プルトニウム燃料第一開発室
その他、指揮命令者と協議して定めた場所

TEL : 029-287-0928

なお、日本原子力研究開発機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、原子力機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
BE資源・処分システム開発部 核種移行研究グループリーダー¹
TEL : 029-282-1133 (内線 67500)

7. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他原子力機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、原子力機構の業務の都合により、休日労働を行わせることができる。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 8時30分から17時まで

(2) 休憩時間 12時から13時まで

原子力機構の業務の都合により就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、原子力機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 労務課長

11. 派遣人員

3名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

(1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）

(2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）

(3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）

(4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）

(5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。

(6) 個人の信頼性確認に必要な個人情報※〔自己申告書（機構が定める様式用紙）及び原子力規制委員会告示第一号（平成31年3月1日）に示す公的機関証明書類等（運転免許証の写し、住民票記載事項証明書の原本、パスポートの写し（必要に応じて）、身分証明書の原本、その他必要な公的証明書類等の原本または写し）より必要に応じて選定し、自己申告書に添付すること〕

(7) その他契約上必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

(1) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であり高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、関係法令及び原子力機構の規程等を

遵守し、安全性に配慮し、業務を遂行し得る能力を有する者を派遣すること。

- (2) 本業務の都合により出張・外勤を命ずることがある。この場合の旅費については、契約書別紙に定める費用を原子力機構が負担する。
- (3) 保安規定等の適用施設で業務に従事する場合は、指揮命令者を介して、施設管理者等の指示に従うものとする。
- (4) 原子力規制委員会規則第一号（平成31年3月1日）に基づき、区分I及び区分IIの防護区域等への常時立入のための証明書の発行又は秘密情報取扱者の指定を受けようとする者について、あらかじめ、妨害破壊行為等を行おうおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取り扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて原子力機構が確認を行うため、これに伴い必要となる個人情報の提出（原子力規制委員会告示第一号（平成31年3月1日）に指定された公的証明書※の取得及び提出を含む）、適性検査、面接の受検等に協力すること。また、受検の結果、妨害破壊行為等を行おうおそれがある又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取り扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあると判断された場合、区分I及び区分IIの防護区域等への常時立入のための証明書の発行及び核物質防護に係る秘密情報取扱者の指定を受けることはできない。

※居住している地域を管轄する地方公共団体が発行する住民票記載事項証明書及び身分証明書またはこれに準ずる書類（原子力機構が薬物検査及びアルコール検査を実施するため医師の診断書は不要（不合格となった場合を除く））

- (5) 本業務に關係して事故・トラブルが発生した場合、その収束・対応作業を命ずることがある。収束・対応作業の内容は、別途協議の上決定する。

以 上